

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年 8 月 12 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600027 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600052 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 17 年 12 月 10 日の標準賞与額を 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 7 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 7 月
④ 平成 16 年 12 月
⑤ 平成 17 年 7 月
⑥ 平成 17 年 12 月 10 日

私がA社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑥までについて、賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がない。当時の資料は所持していないが、調査の上、各請求期間について標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間⑥については、B市から提出された請求者の平成 18 年度 (平成 17 年所得分) に係る「市民税・県民税賦課資料について (回答)」 (以下「賦課資料」という。) 及びA社から提出された請求者の平成 17 年における各月の給与明細書によると、賦課資料に記載された給与収入額は、給与明細書に記載された支給総額の年間の合計額に対して 8,500 円上回っており、賦課資料に記載された社会保険料額は、給与明細書に記載された社会保険料控除額の年間の合計額に対して 1,115 円上回っていることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された平成17年7月及び同年12月の賞与明細書から推認できる各社会保険料率により、同年中における賞与額の内訳について試算したところ、平成17年12月にのみ賞与(8,500円)が支給されたと仮定した場合において、当該賞与額から算出される社会保険料控除額及び同年中の給与明細書に記載された社会保険料控除額の合算額と賦課資料に記載された社会保険料額はほぼ一致する。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間⑥において、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間⑥の標準賞与額については、上記の請求者の賦課資料及び給与明細書並びに複数の同僚から提出された賞与明細書において推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月10日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年12月10日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①から④までについては、A社は、請求者も含め、パート又はアルバイト従業員に対して、当該期間に係る賞与を現金で支給し、厚生年金保険料を控除していたと回答している。

しかしながら、A社は、社会保険事務所に対する賞与の支払に関する届出及び保険料の納付は行っておらず、平成17年12月以前の賞与に係る資料は処分したため、請求期間①から④までに係る賞与の支給額及び保険料の控除額については不明であると回答している。

また、C税務署及びB市は、請求期間①から④までに係る課税関係資料は保存期間経過により保存していないと回答している。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者についての請求期間①から④までに係る厚生年金保険料控除額を確認できないことから、厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤については、上記の請求者の賦課資料に記載された給与収入額及び社会保険料は、上記の請求者の給与明細書に記載された支給総額の年間の合計額及び社会保険料控除額の年間の合計額を上回っていることは確認できる。

しかしながら、上記の複数の同僚から提出された賞与明細書から推認できる各社会保険料率により、平成17年中における賞与額の内訳について試算したところ、同年12月にのみ賞与が支給されたと仮定した場合において、当該賞与額から算出される社会保険料控除額及び同年中の給与明細書に記載された社会保険料控除額の合算額と賦課資料に記載された社会保険料額はほぼ一致することから判断すると、同年7月において、請求者に対し、賞与が支給されたと推認することはできない。

また、A社の担当者は、パート又はアルバイト従業員に対する賞与の最低額は3,000円ないし5,000円であり、それより少ない額が賞与額として算出された場合は、その者には賞与を支

給しないことは充分にある旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600054 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600053 号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月4日の標準賞与額を2万2,000円、平成17年12月10日の標準賞与額を4万円に訂正することが必要である。

平成16年12月4日及び平成17年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年12月4日及び平成17年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年12月4日
② 平成17年12月10日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②に係る賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がない。厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、各請求期間について標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者が所持する平成16年7月及び平成17年7月の賞与明細書並びに平成17年分給与所得の源泉徴収票、B市から提出された請求者に係る平成17年度(平成16年分)及び平成18年度(平成17年分)の「市民税・県民税賦課資料について(回答)」(以下「賦課資料」という。)、A社から提出された請求者に係る平成16年及び平成17年における各月の給与明細書によると、各年度の賦課資料等に記載された給与収入額及び社会保険料額は、各年の給与明細書及び賞与明細書に記載された支給総額の年間の合計額及び社会保険料控除額の年間の合計額を上回っていることが確認できる。

また、複数の同僚から提出された請求期間①及び②に係る賞与明細書には、社会保険料控除額の記載があることから、請求者の各賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②において、A社から賞与を支給

され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額については、上記の請求者の給与所得の源泉徴収票、給与明細書、賞与明細書及び賦課資料並びに同僚の賞与明細書において推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は2万2,000円、請求期間②は4万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月4日及び平成17年12月10日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成16年12月4日及び平成17年12月10日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600055号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600051号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月5日の標準賞与額を26万円、平成16年7月8日の標準賞与額を15万円、同年12月4日の標準賞与額を19万5,000円、平成17年12月10日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成15年7月5日、平成16年7月8日、同年12月4日及び平成17年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月5日、平成16年7月8日、同年12月4日及び平成17年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月5日
② 平成16年7月8日
③ 平成16年12月4日
④ 平成17年12月10日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から④までについて、賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がない。賞与明細書などの資料を提出するので、調査の上、各請求期間について標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び④について、請求者が所持する平成15年分及び平成17年分の給与所得の源泉徴収票、同年4月の給与明細書、平成15年12月及び平成17年7月の賞与明細書並びにA社から提出された請求者の平成15年及び平成17年(平成17年4月を除く。)の各月の給与明細書によると、各年の給与所得の源泉徴収票に記載された支払金額及び社会保険料等の金額は、各年の給与明細書及び賞与明細書に記載された支給総額の合計額及び社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

また、請求者は、請求期間①に係る賞与については 23 万円程度、請求期間④に係る賞与については 17 万円程度であった旨陳述しているところ、上記給与所得の源泉徴収票の給与収入額と給与明細書及び賞与明細書の支給総額の合計額の各年における差額は、請求者が記憶している賞与額とおおむね一致している。

さらに、同僚から提出された請求期間①及び④に係る賞与明細書には、社会保険料控除額の記載があり、当該控除額により、請求者の各賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び④において、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①及び④の標準賞与額については、上記の給与所得の源泉徴収票、請求者の給与明細書及び同僚の賞与明細書において推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 26 万円、請求期間④は 15 万円とすることが妥当である。

- 2 請求期間②及び③について、請求者が所持する賞与明細書及びA社の回答により、請求者は、同社から、請求期間②は 15 万円及び請求期間③は 20 万円の賞与を支給され、請求期間②は 15 万円及び請求期間③は 19 万 5,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②及び③の標準賞与額については、上記の賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間②は 15 万円、請求期間③は 19 万 5,000 円とすることが妥当である。

- 3 事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 7 月 5 日、平成 16 年 7 月 8 日、同年 12 月 4 日及び平成 17 年 12 月 10 日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 15 年 7 月 5 日、平成 16 年 7 月 8 日、同年 12 月 4 日及び平成 17 年 12 月 10 日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600091号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1600017号

第1 結論

昭和53年6月から昭和56年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年6月から昭和56年11月まで

私は、結婚後の昭和53年6月にA市B区へ転居して以降、ずっと夫の口座から自動引き落としで国民年金保険料を納付していたはずである。私も夫もC職であったため、口座振替の手続には熟知しており、請求期間について、保険料が納付済みになっていないことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、その記号番号前後の任意加入被保険者の資格記録から、D市において昭和56年12月頃に払い出されたことが推認でき、請求者は、同時期に同市において国民年金の任意加入手続を行ったものと考えられる。

また、請求者は、今回提出した年金手帳は二冊目で、もう一冊の最初に受け取った年金手帳が存在した旨陳述しているところ、オンラインシステムによる氏名検索において、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者が最初に受け取ったとする年金手帳に別の記号番号が払い出されていたとは考え難い。

さらに、請求者から提出された年金手帳、D市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者が初めて国民年金被保険者資格を取得したのは昭和53年4月29日であり、同年6月4日に資格喪失後、昭和56年12月16日に任意加入被保険者資格を取得するまでの間に国民年金被保険者資格を取得した形跡が見当たらないことから、請求期間については、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1600093 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (脱) 第 1600003 号

第 1 結論

昭和 27 年 4 月 1 日から昭和 34 年 2 月 21 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から昭和 34 年 2 月 21 日まで

私の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給された年金記録になっている。しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶が全くないので、調査の上、請求期間について厚生年金保険被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る A 社 B 工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、請求者の厚生年金保険被保険者台帳 (旧台帳) には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等について、厚生省 (当時) から当該脱退手当金の支給庁である社会保険出張所 (当時) へ回答したことを示す「回答済 35. 2. 27」の記載が確認できるとともに、オンライン記録により確認できる請求期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りがないことから、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求者の脱退手当金は昭和 35 年 3 月 4 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できない制度であったことから、請求期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴がない請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。